

これまでの会議の報告

令和3年11月30日
 近畿地方整備局 淀川河川事務所
 淀川管内河川保全利用委員会 事務局

令和3年度 会議の流れ

連絡調整会議(8月27日(金)開催)

【内容】

- ・前年度の報告、および今年度の河川保全利用委員会について

占有者説明会(10月7日(木)開催) 於:中央流域センター

【内容】

- ・占有施設説明書、およびチェックリストについて

河川保全利用委員会現地視察、および審議

委員会

現地視察会及び委員会の日程と審議会場

宇治川河川保全利用委員会 11月29日(月)、上流域流域センター(伏見)

桂川河川保全利用委員会 11月30日(火)、上流域流域センター(伏見)

木津川下流河川保全利用委員会 12月 1日(水)、京田辺市商工会館

淀川本川河川保全利用委員会 12月10日(金)、中央流域センター

本日

連絡調整会議の報告

令和3年度 連絡調整会議の報告

■連絡調整会議

- 日時 令和3年8月27日(金) 10:00～
- 場所 中央流域センター(リモート併用)
- 出席者(敬称略)

	氏名	役職	所属・役職	出欠
淀川本川	森本 幸裕	委員長	京都大学 名誉教授 (公財)京都市都市緑化協会 理事長	○
	中川 一	副委員長	京都大学 名誉教授	○
宇治川	綾 史郎	委員長	大阪工業大学 名誉教授	○
	福井 亘	副委員長	京都府立大学 大学院 生命環境科学研究科 教授	○
桂川	下村 泰史	委員長	京都芸術大学 芸術学部 通信教育部 准教授	○
	岡 秀郎	副委員長	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事	○
木津川下流	村上 興正	委員長	元京都大学 理学研究科 講師	○
	宗田 好史	副委員長	京都府立大学 文学部和食文化学科 教授	○

■連絡調整会議での委員の意見等(事前個別ヒアリングでのご意見を含む)

- ✓ 淀川では、他の河川にはない「河川保全利用委員会」の取組みを先駆的に行ってきた
- ✓ この委員会の趣旨を理解し、これからも占用地の適正な保全・利用に努めていただきたい
- ✓ 事務局で作成した「指針(案)」も含め、保全利用委員会の趣旨を占有者に周知してほしい
- ✓ 占有担当部局のみでなく、環境部局、教育部局など、関連する複数の部署で情報を共有し、河川敷の占用地の適正な保全、利用を連携して努めていただきたい
- ✓ 東淀川区、寝屋川市、京都市等で実施している「環境学習会」の取り組みは評価できる。他の占用地でも先行事例を参考に積極的に取り組まれない
- ✓ 占用地の返還の事例が見受けられるが、返還地を河川環境保全や生物多様性の増進にどのようにつなげるか、返還後の利活用と維持管理が大きな課題と言える

■連絡調整会議での委員の意見等(つづき)

- ✓ 規約の改正について、コロナ禍での対応として事務局案で問題ない
- ✓ 「書面開催」を推奨するものではなく、対面の会議を基本とするものであるという認識で共通認識する
- ✓ 改正内容については、各委員会で委員の意見を確認して、委員会ごとに改正する方向とする



■連絡調整会議のようす

占有者説明会の報告

令和3年度 占有者説明会の報告

■ 占有者説明会

- 日時 令和3年10月7日(木) 14:00~15:20
- 場所 中央流域センター
- 出席者 占有者13名、河川管理者3名、事務局3名
- 説明内容
 - ✓ 過年度の委員会等での主な指摘内容について
 - ✓ 占有施設説明書(様式)、チェックリストの記入方法について
 - ✓ 河川保全利用委員会の法的根拠について
 - ✓ 河川保全利用指針(案)に記載の河川の特徴等を確認されたい
 - ✓ 近年、環境学習会を実施している自治体の事例を参考にされたい



河川	番号	名称	許可受人	ランク	前回
淀川	6	公園緑地	独立行政法人 都市再生機構	C	H28
	15	ひまわり児童遊園	高槻市 (公園課)	C	H28
	17	津之江公園	同上	C	H28
木津川	31	城陽市立木津川河川敷運動広場	城陽市 (文化スポーツ推進課)	A	H30
	33	木津川河川敷運動広場	久御山町 (事業建設部 都市整備課)	A	H30
	34	川口市民公園	八幡市 (都市整備部 道路河川課)	A	H30
	35	京都府木津川運動広場	京都府 (山城北土木事務所)	A	H30
	36	田辺木津川運動公園	京田辺市 (建設部 公園緑地課)	A	H30
宇治川	20	宇治川公園	京都市 (市民スポーツ振興室)	A	H30
	21	天ヶ瀬公園・白川浜公園	宇治市 (産業地域振興部 観光振興課)	A	H30
	26	かわきた自然運動公園	八幡市 (都市整備部 道路河川課)	A	H30
桂川	51	大山崎町桂川河川敷公園	大山崎町 (建設課 都市計画係)	A	H30
	54	久世川原公園	京都市 (南部みどり管理事務所)	C	H28
	57	桂川緑地公園	同上	A	H30
	61	堤外(つつみそと)児童公園	同上	C	H29
	62	桂川緑地離宮前公園	京都市 (北部みどり管理事務所)	A	H30
	64	久我橋東詰公園	京都市 (市民スポーツ振興室)	A	H30

※灰色網掛けは「事務局報告のみ」とされた案件。現地視察は実施しない予定。

<参考> 審議対象案件のランク分けについて

■ランク分けの目的

- ✓ 審議の効率化を図ることを目的として、対象案件のランク付けを行うこととした。
- ✓ 平成19年度の審議対象から、順次、ランク付けの審議を行ってランクを設定している。

■ランク分けの考え方

- ランクA: 委員会で十分に審議する必要がある案件
 - ※ 占用面積が大きい、利用上の課題があるなど、継続審議が必要な案件
 - ※ 生態系・自然環境の保全の観点から、利活用にあたり配慮が必要な案件
 - ※ 利用に適しているか判断が必要な案件
- ランクB: 「A」あるいは「C」に決定していない案件
 - ※ 新規に審議対象に加わった案件
- ランクC: 委員会で状況を確認する案件、または事務局からの報告のみで良いとされた案件
 - ※ 生態系・自然環境の保全上、問題ないと考えられる案件
 - ※ 堤内側の公園で、敷地の一部が河川区域に含まれるため占用手続きを取っている案件